令和８年度「伊賀市指定ごみ袋広告掲載募集要項」

伊賀市では、指定ごみ袋を活用して自主財源確保を図るため、指定ごみ袋に広告枠を設置しています。

広告掲載を希望される方は以下の手続きによりお申込みください。

指定ごみ袋の予定枚数は下記のとおりです。

なお、広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し市が推奨するものではありません。

○広告枠の位置	伊賀市指定ごみ袋
○広告の予定枚数	大（容量 45 リットル相当）　500,000 枚 中（容量 30 リットル相当）　500,000 枚 小（容量 20 リットル相当）　150,000 枚
○広告の規格	大きさ 大　200㎜×100㎜程度で１枠 中　150㎜×　80㎜程度で１枠 小　150㎜×　70㎜程度で１枠 形式 ごみ袋の種類ごとに広告の掲載は募集していません。３種類のごみ袋あわせて広告掲載は１者（団体）の募集です。 印刷色　１色（黒色） 広告原稿データ等は広告主の持ち込みとします。 広告の中に広告主の連絡先を明記して下さい。 ごみ袋仕様書の図案は変更される場合があります。
○掲載期間	販売予定期間 令和９年７月頃～ ごみ袋の種類により販売期間が異なることがあります。
○対象者	民間事業者及び公共的団体
○広告掲載料	１枠　50,000 円
○募集期間	令和８年１１月１９日(木)から１２月２日(水)まで
○申込方法	伊賀市指定ごみ袋広告掲載申込書（様式第１号）に必要事項を記入のうえ掲載広告原稿（電子データ可)、企業概要のわかる書類、掲載する事業に関して国等の許認可を受けていることがわかる許認可証等の写し等及び市税完納証明書を持参または郵送にてお申込みください。 市税完納証明については、伊賀市における完納証明書 伊賀市において課税がないときはそれに代わる証明書
○申込先	持参の場合　伊賀市人権生活環境部資源循環推進課 （さくらリサイクルセンター内） 郵送の場合　〒518-1155 三重県伊賀市治田 3547 番地の 13

○問合先	〒518-1155 三重県伊賀市治田 3547 番地の 13 伊賀市人権生活環境部資源循環推進課 電話　　０５９５－２０－１０５０ ＦＡＸ　　０５９５－２０－２５７５ E-mail　shigen@city.iga.lg.jp
○掲載可否の決定	掲載の可否は「伊賀市広告掲載要綱」及び「伊賀市広告掲載基準」に基づき審査のうえ、伊賀市指定ごみ袋広告掲載決定通知書で通知します。
○広告料の納付	掲載決定の場合は、決定通知書と同時に広告掲載料の納付書を送付いたしますので、一括でお支払いください。

「伊賀市広告掲載要綱」及び「伊賀市広告掲載基準」に基づき、次の事項に該当する場合は、掲載できません。

（規制業種又は事業者等）

次の各号に定める業種又は事業者等の広告は掲載しない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業及び風俗営業に類似した業種

（２）貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第２条第１項に規定する消費者金融など貸金業

（３）たばこの販売に係るもの

（４）ギャンブルに係るもの（公営くじに係るものを除く）

（５）法律に定めのない医療類似行為を行うもの又は施設

（６）社会問題を起こしている業種や事業者等

（７）占い、運勢判断に関するもの

（８）興信所、探偵事務所等

（９）債権取立て、示談引き受けなどに関するもの

(10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生、更生手続き中の事業者等

(12) 行政機関からの行政指導を受け、改善されていないもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は事業者等として妥当でないと認められるもの

（掲載基準）

次の各項に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

（１）次のいずれかに該当するもの

ア　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの

イ　性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的な行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現のもの

ウ　法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

エ　他を誹謗、中傷又は排斥するもの

オ　市の事業の円滑な運営に支障をきたすもの

カ　政治的な主義、主張を含むもの

キ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

ク　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

ケ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

コ　社会的に不適切なもの

サ　国内世論が大きく分かれているもの

（２）消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表示（誇大広告）及び根拠のない表示や誤解を招く表現

例　世界一、一番安い、等（表現に際しては根拠となる資料を要する）

イ　射幸心を著しくあおる表現

例　今が、これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）

ウ　虚偽の内容を表示するもの

エ　法令等で認められていない業種、商法、商品

オ　国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ　責任の所在が明確でないもの

キ　広告の内容が明確でないもの

ク　国、地方公共団体、その他公共機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

ケ　マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの

（３）青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア　水着姿や裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する

イ　暴力や犯罪を肯定し助長する表現

ウ　残酷な描写など、善良な風俗に反する表現

エ　暴力又はわいせつ性を連想させる表現

オ　ギャンブル等を肯定するもの

カ　その他、青少年の身体、精神、教育に有害なもの